

投資恩典及び機会

タイ投資委員会 (BOI)

長官

アッチャカー・シーブンルアン

2012年6月28日

大阪

本日の講演概要

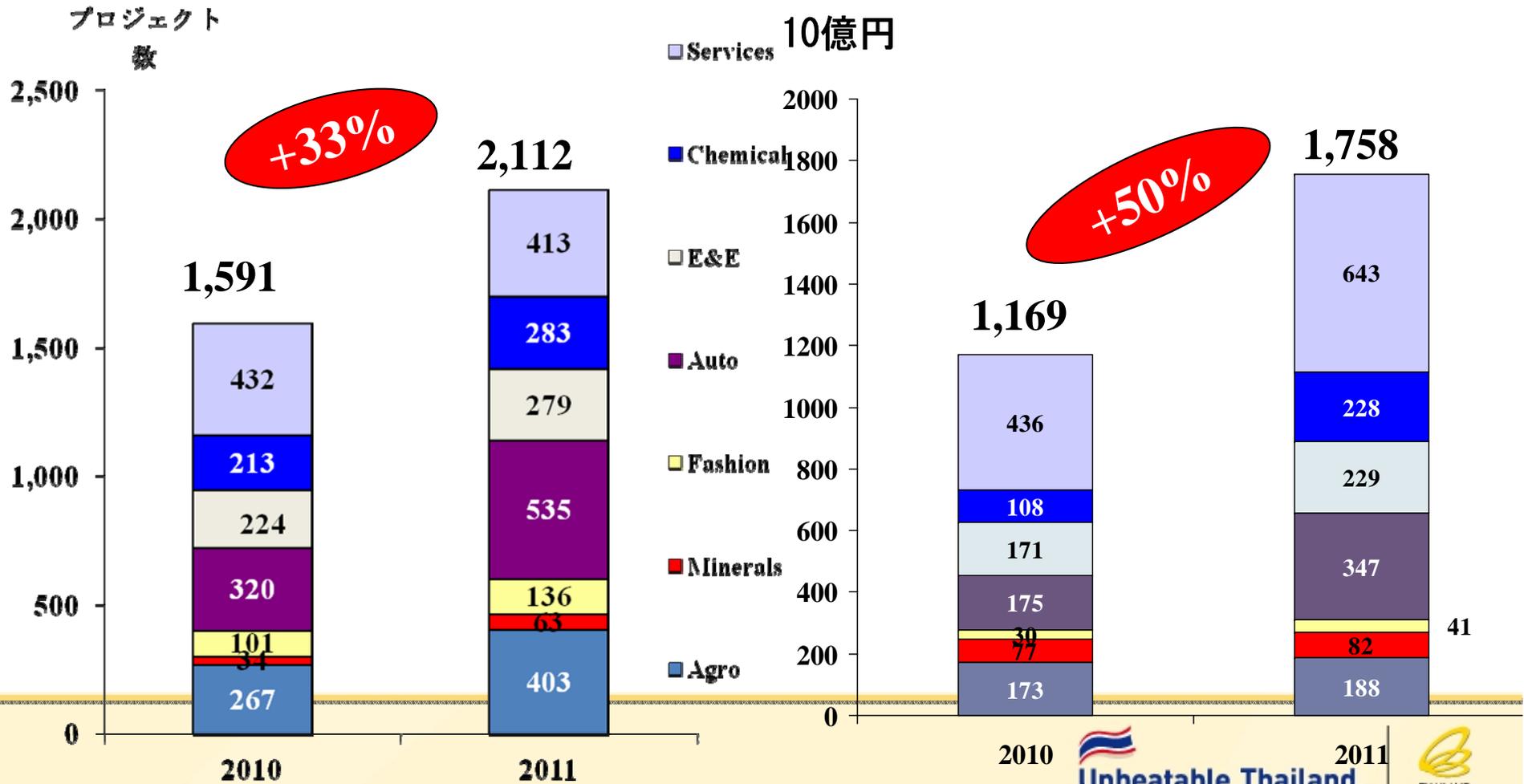
- 最近の投資状況と投資環境
- 投資奨励認可の原則及び権利恩典
- BOIサービス



2010年—2011年における投資奨励申請の比較

プロジェクト数

投資額



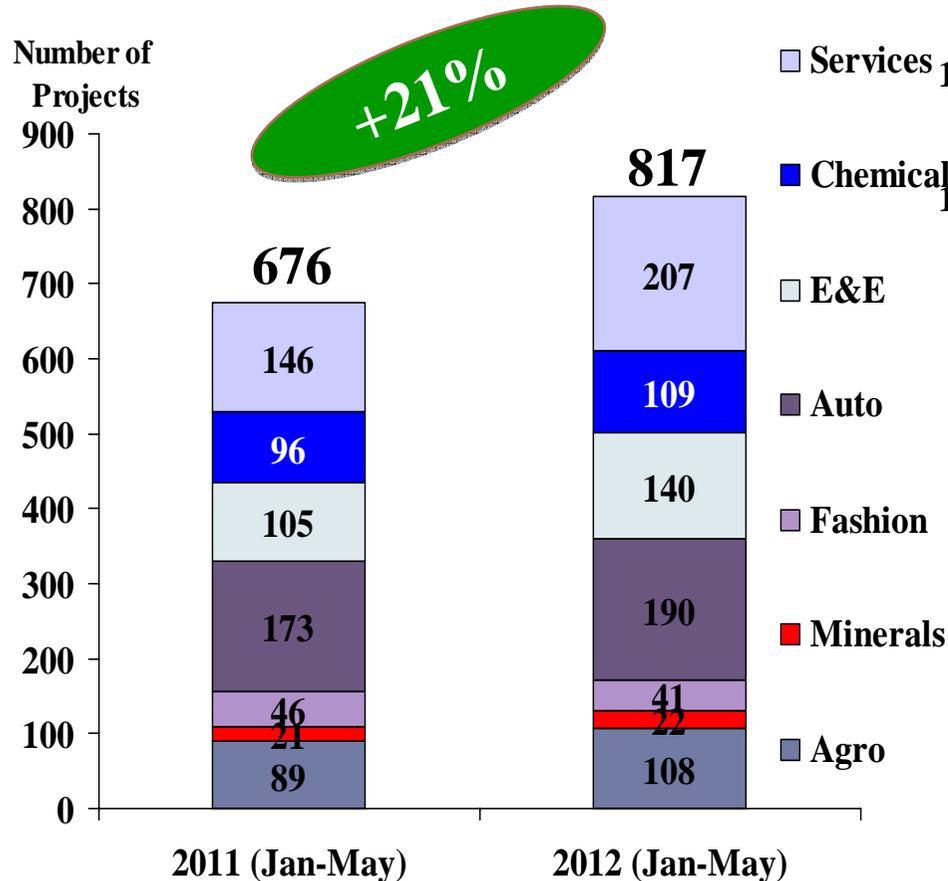
出所: BOI (2012年1月24日現在) 為替レート100円=38.27バーツ (2011年)

Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities

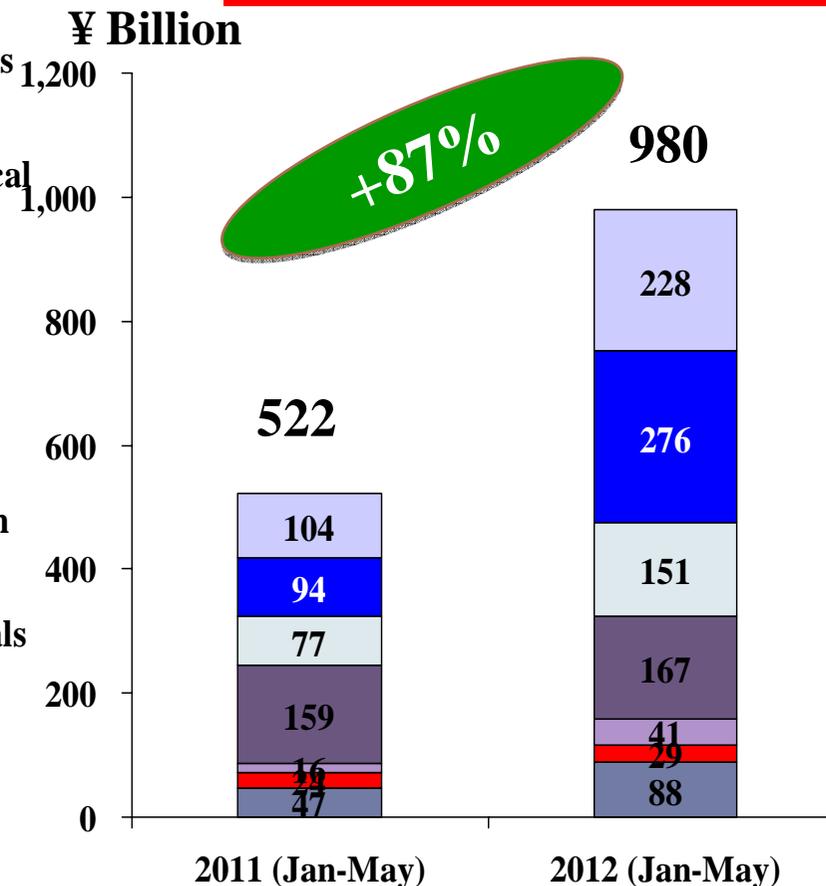


2011年（1月－5月） — 2012年（1月－5月） における投資奨励申請の比較（全投資）

プロジェクト数



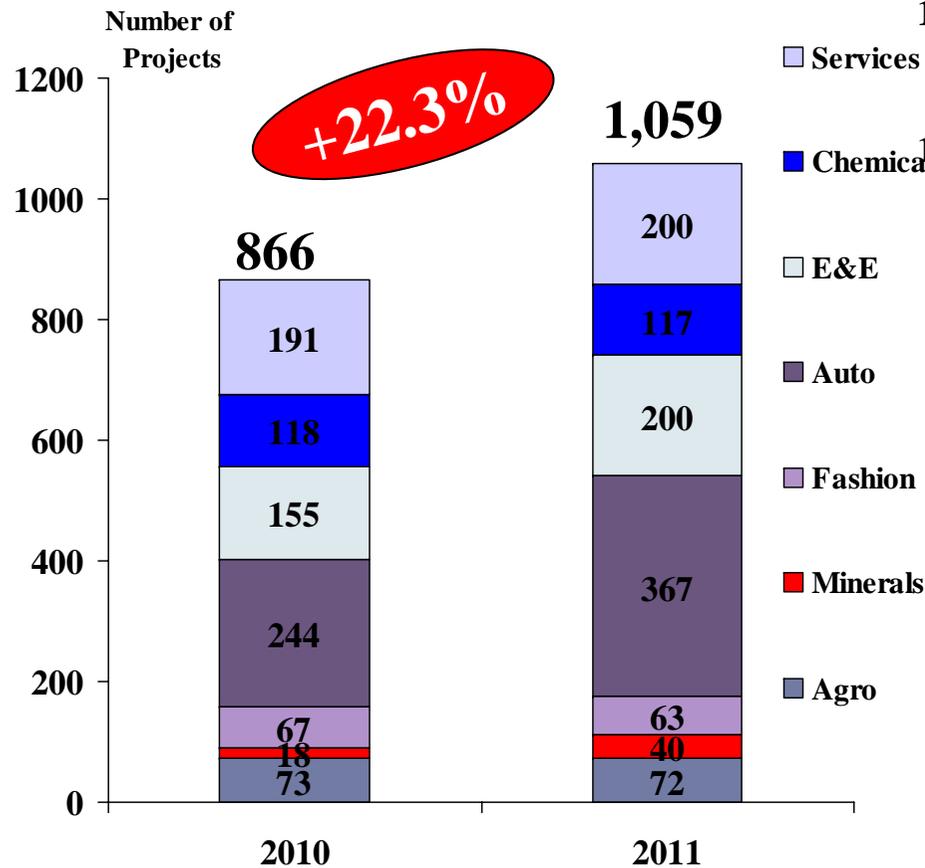
投資額



出所: BOI(2012年1月24日現在)為替レート100円=38.27バーツ(2011年)

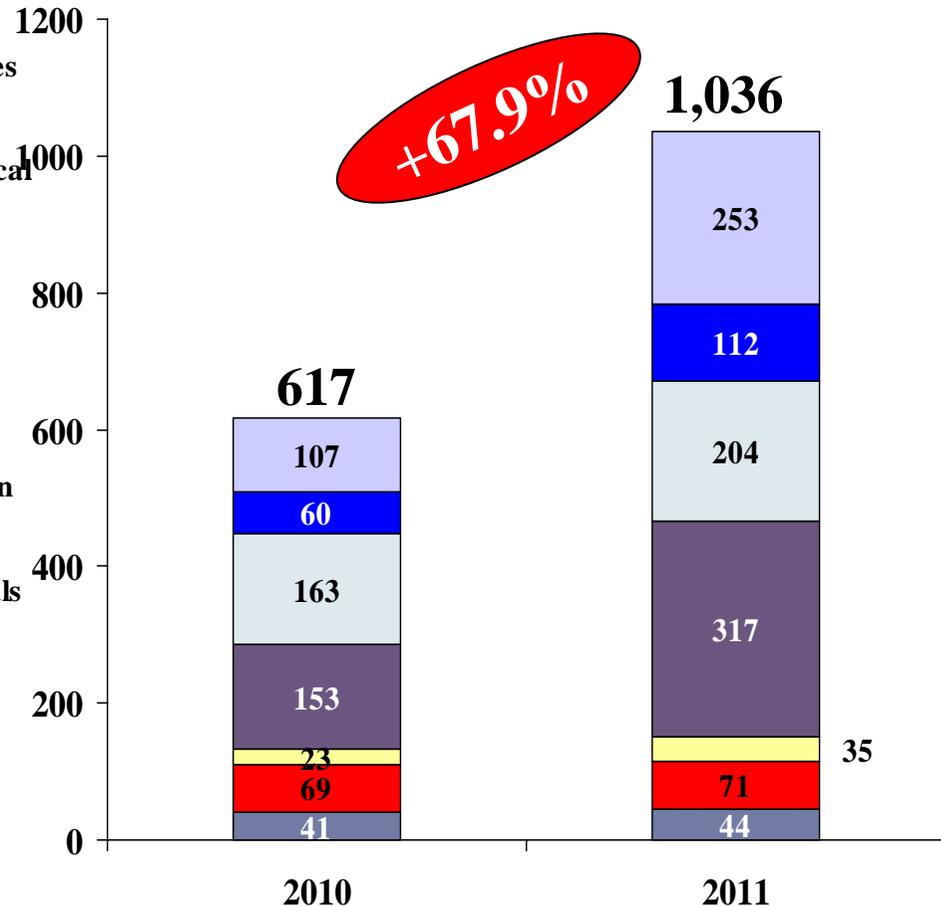
2011年 - 2012年 における投資奨励申請の比較(全投資)

プロジェクト数



¥ Billion

投資額



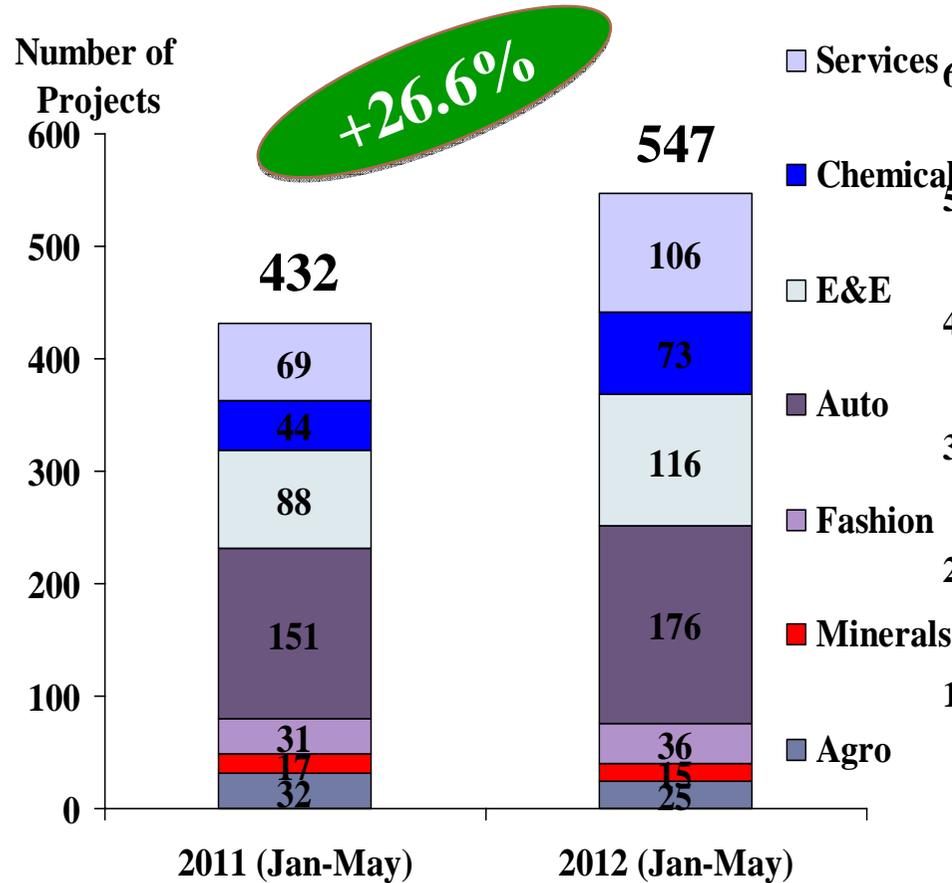
出所: BOI(2012年1月24日現在) 為替レート100円=38.27バーツ(2011年)

Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities

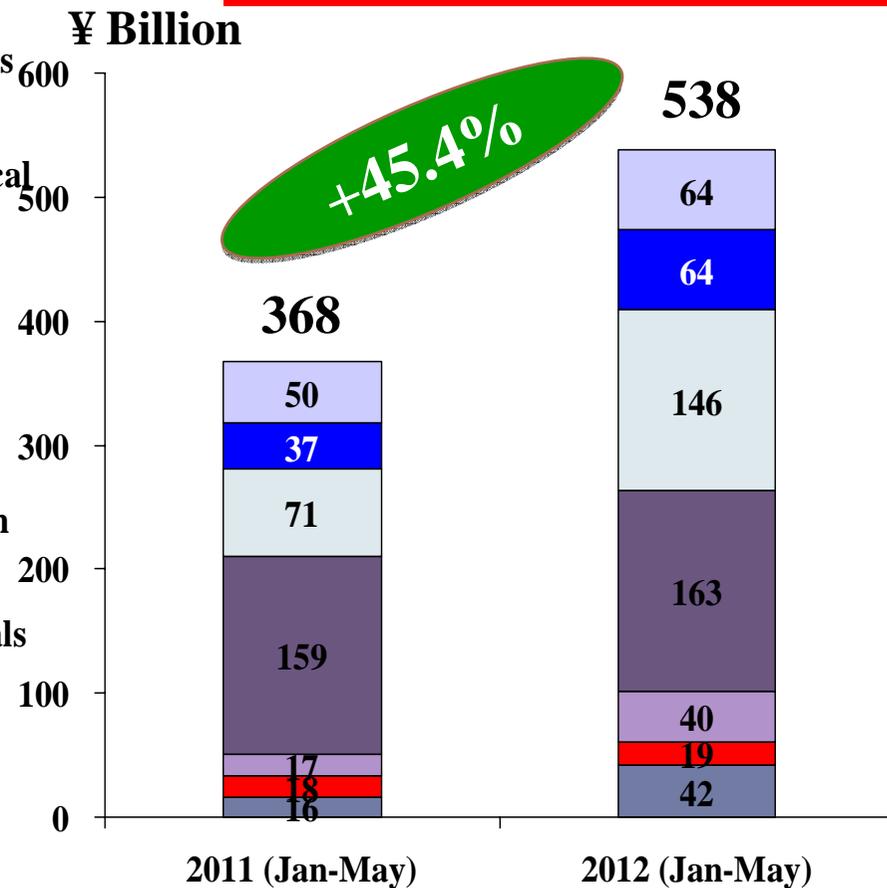


2011年(1月-5月) - 2012年(1月-5月) における投資奨励申請の比較

プロジェクト数



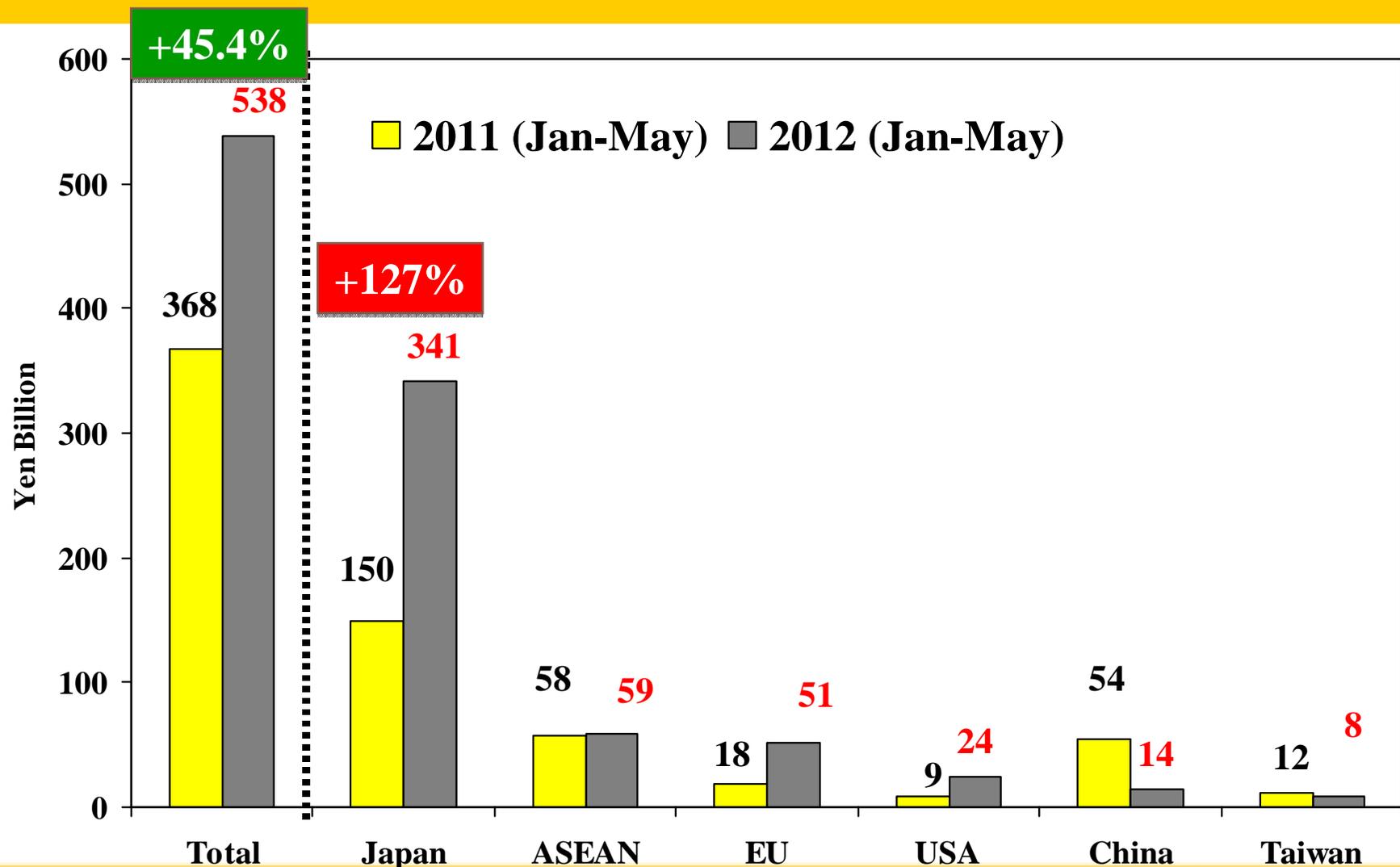
投資額



出所: BOI (2012年1月24日現在) 為替レート100円=38.27バーツ(2011年)

日本は引き続きタイにとって最大の投資国

外国直接投資申請数と申請額 2011-2012 (1月-5月)

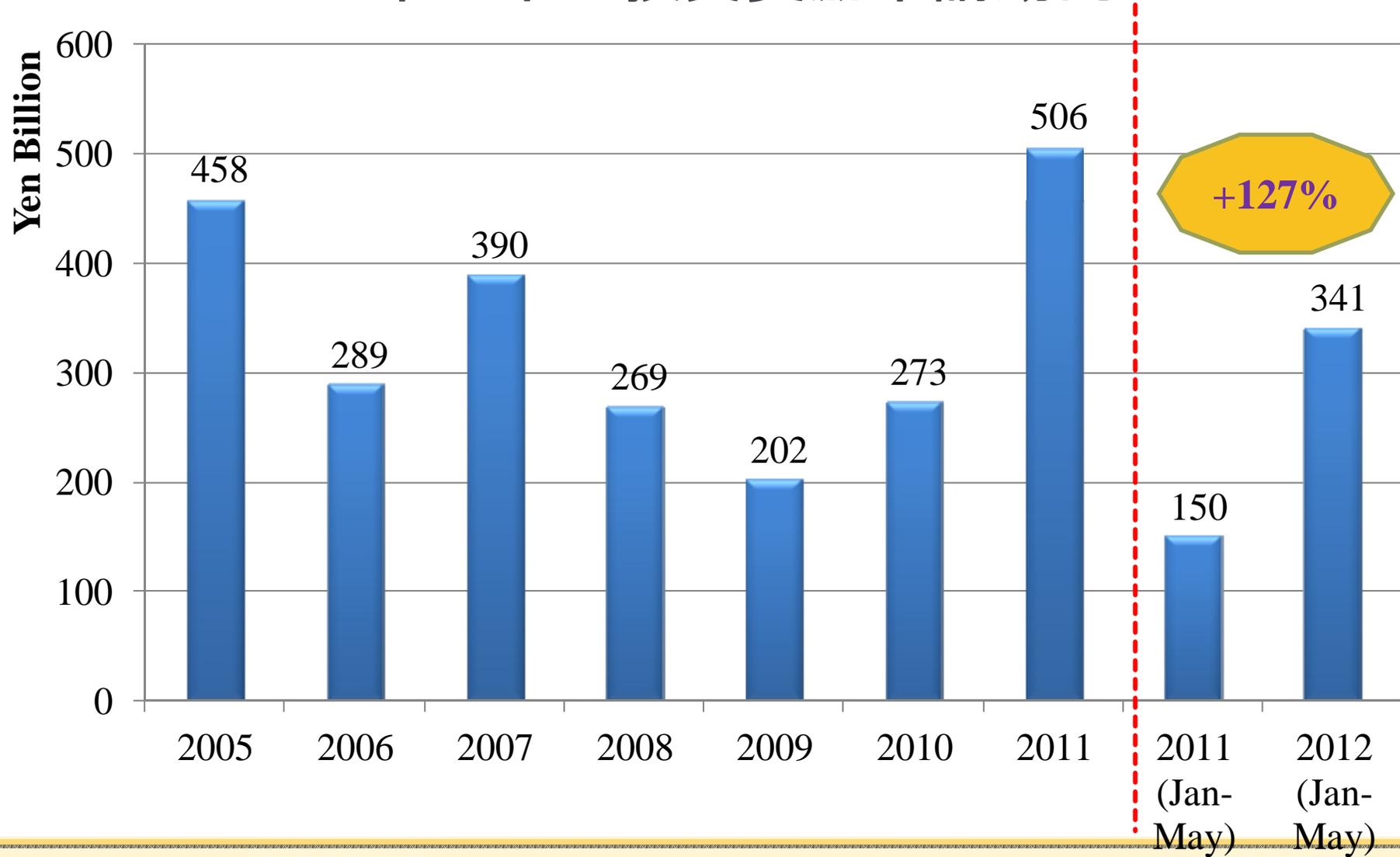


出所: BOI (2012年6月7日現在) 為替レート: ¥100=Bt38.27 (2011)


Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities


THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

日本企業の投資奨励申請動向



出所: BOI (2012年6月7日現在) 為替レート100円=38.27バーツ(2011年)


Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities


THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

日本企業による分野別投資奨励申請

業種別: 2006年-2012年(1-5月)

業種	プロジェクト数	10億円
農業	89	107
鉱山及びセラミックス	78	141
軽工業	74	44
金属製品及び機械	1,039	1,003
電子及び電気機械産業	448	607
石油化学品及び化学品	293	236
サービス及び公共事業	466	131
合計	2,487	2,270

出所: BOI(2012年6月7日現在)為替レート100円=38.27バーツ(2011年)


Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities


THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

投資委員会の権利恩典



タイおよびBOIは以下を提供:

外貨に制限なし

100%外国の
所有権を認める

自由な投資体制

輸出比率
条件なし

現地調達
条件なし

基本的なBOI権利恩典及び措置

税制上の恩典

- 8年間までの法人所得税の免除
 - 追加で5年間、法人所得税を50%減税
- 機械、原材料の輸入関税の減免措置
- 公共費の2倍までを控除
- インフラ設置、建設費を純利益から控除

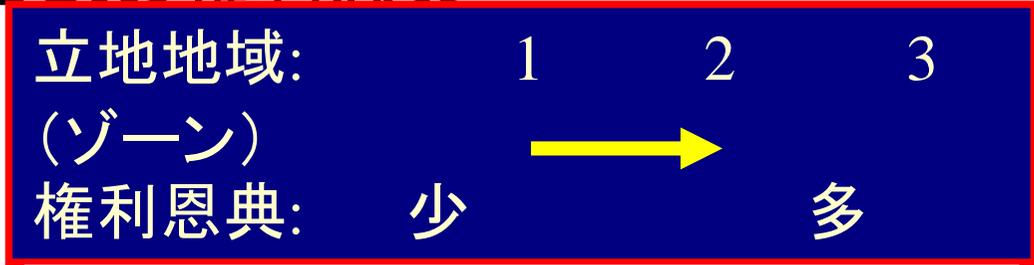
税制以外の恩典

- 外国人投資家の土地所有権
- ワンストップサービスセンター (OSOS)
- 外国人技術者・専門家のビザ/ワークパーミットの促進

One-Stop-Shop

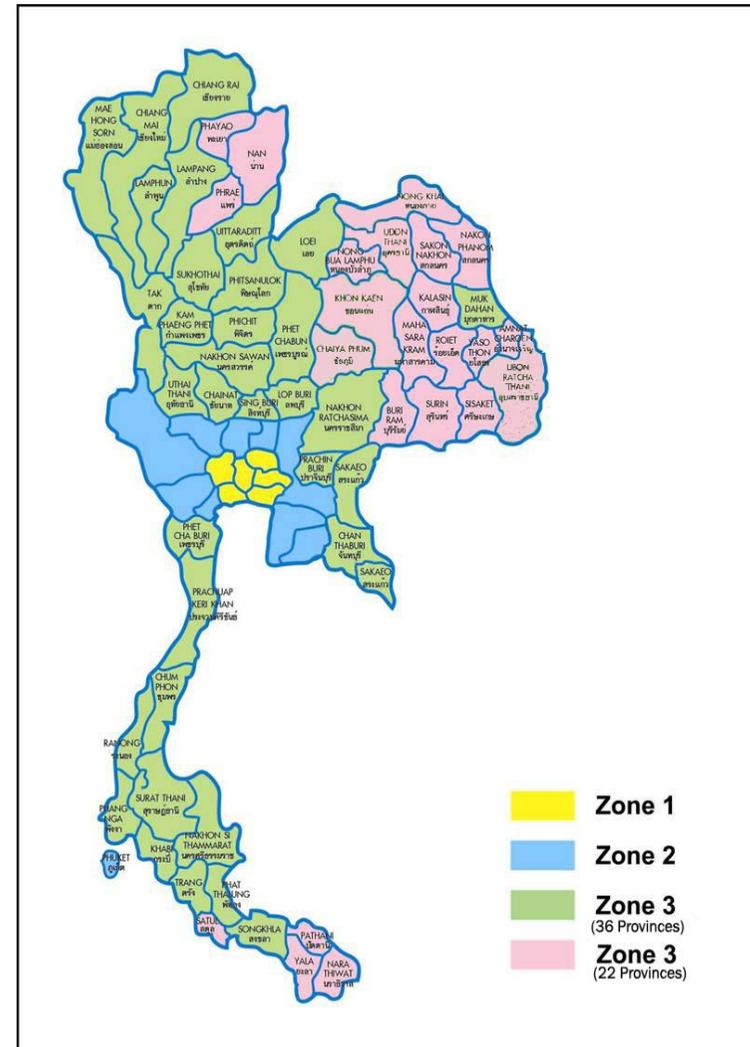
3時間以内で、
ビザ&ワークパーミット
が取得できる

立地地域(ゾーン)による BOIの権利恩典



機械輸入税 恩典	工業団地外	工業団地内
第1ゾーン	50%減税	50%減税
第2ゾーン	50%減税	免除
第3ゾーン	免除	免除

法人所得税	工業団地外	工業団地内
第1ゾーン	免除なし	3年
第2ゾーン	3年	7年
第3ゾーン	8年	8年

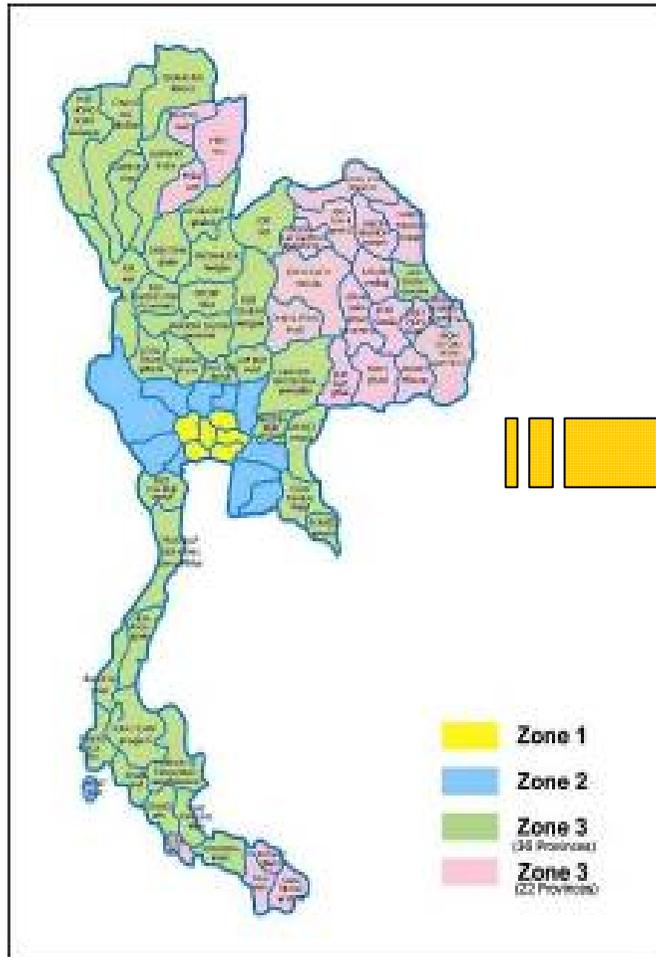


立地地域別から分野別に

地方分散:
競争力を強化する
ための恩典

戦略的分野/特別重要業種

- 投資地域に関わらず
最大恩典を付与
- カスタマイズされた
パッケージ



地域別の恩典:

- 第1ゾーン
- 第2ゾーン
- 第3ゾーン

特別重要対象業種の例

- 農業
- 研究開発
- ソフトウェア開発
- 金型
- バイオテクノロジー
- 代替エネルギー
- 高度技術製造
- リサイクル及びリカバリー(有価物質の抽出事業)

技能、技術、イノベーション(STI)追加恩典 (オプション)

条件

以下の領域へ投資や費用支出:

- ・ 研究開発あるいはデザイン
- ・ 高度な技術訓練
- ・ 教育・研究機関
- ・ 技術・人材開発基金

STI投資・費用	追加の法人所得税免除期間	機械輸入税免除	法人所得税免除額の上限を外す
総売上の1%あるいは総費用150百万バーツ以上	1年	✓	✓
総売上の2%あるいは総費用300百万バーツ以上	2年	✓	✓
総売上の3%あるいは総費用450百万バーツ以上	3年	✓	✓

2010年-2012年の政策 “持続的発展のための投資”

申請期限: **2012年12月31日**

1. 3つの対象産業に対する特別恩典

- 1) 環境にやさしい素材及び製品の製造 例: バイオプラスチック
- 2) 省エネ及び代替エネルギー関連業種
- 3) 高度技術を使用した事業 例: 工業用電子機器、乗り物用の電子部品、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、機能繊維 など

恩典

- ・ 機械輸入関税の免除
- ・ 法人所得税を8年間免除（免税額に上限なし）
- ・ 法人所得税の免除期間終了後さらに5年間にわたり50%減税
- ・ 輸送費、電気代、水道代の2倍を、収益が生じた日から10年間控除
- ・ インフラ設置費、建設費の25%を通常の減価償却に加えて控除

2010年-2012年の政策 “持続的発展のための投資”

2.省エネ、代替エネルギーの使用を促進するための政策

恩典

- 機械輸入関税の免除
- 土地代および運転資金を含まない投資金額の70%まで3年間法人所得税を免除。
なお、法人所得税免除の対象は既存事業の収入とする。

対象

- 法人所得税の減免期間が終了しているか、法人所得税の免税恩典を受けていない
奨励プロジェクト
- 奨励を受けていないプロジェクト

条件

- 奨励証書発給日から3年以内に実施を完了すること。
- 指定のレベルまでエネルギー消費量を減らすか、指定の割合で代替エネルギーを使用すること。

持続的開発のための投資促進政策

3. 新製品製造のための技術改良によって生産効率の向上を促進するための政策

条件

- ・ 奨励事業か否か問わず現行プロジェクトでなければならない。
- ・ 新製品の製造ができるように現行の生産ラインに技術を導入し、設備投資をしなければならない。
- ・ 新製品は現行の製品と異なり、明確に製品名を示すことができるものであり、法人所得税を免除される対象製品でなければならない。
- ・ 生産ライン改善とは製品組立てラインの改善を含まない。

権利恩典

- ・ 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入関税を免除する。
- ・ 立地ゾーンに関係なく、新製品の生産から得られる収益に対する法人所得税を3年間免除。免除額の上限は、生産ラインの改善経費に相当する投資額とする。

2010年-2012年の政策 “持続的発展のための投資”

4. 環境への影響の軽減を促進するための政策

恩典

- 機械輸入関税の免除
- 土地代および運転資金を含まない投資金額の100%まで8年間法人所得税を免除。なお、法人所得税免除の対象は既存事業の収入とする。

対象

- 法人所得税の減免期間が終了しているか、法人所得税の免税恩典を受けていない奨励プロジェクト
- 奨励を受けていないプロジェクト

条件

- 奨励証書発給日から3年以内に実施を完了すること。
- 指定の基準に則して環境への影響を軽減すること。

日本からの投資を期待する産業

1. 自動車/Automotive
2. 航空機産業/Aviation
3. 電子製品・部品/Electronic products and parts
4. 電気製品・部品/Electrical products and parts
5. 機械・機器・部品/ Machinery, equipment and parts
6. 食品加工/ Food processing
7. 環境配慮型製品・材料、代替エネルギー、
省エネ型機械・機器 Alternative energy, energy-
conserving machinery or equipment
8. サービス 例: 地域統括本部(ROH)、国際部品調達事
務所(IPO)、貿易ならびに投資支援事務所(TISO)、
国際物流センター(IDC)

BOIの洪水救援措置

被災したBOI奨励企業のための税制上の恩典

対象

- 洪水の被害を受けたBOI奨励プロジェクト
- 法人所得税の免除期間中にあるもの

注:2011年12月29日から有効

1.法人所得税免除上限のあるプロジェクト

現存の県に残る	8年間免税 (新規投資の <u>150%</u> を上限とする* + 残りの未使用免税枠)
他県に移転する	8年間免税 (新規投資の <u>100%</u> を上限とする* + 残りの未使用免税枠)

注:*既存の機械の復旧およびBOIスキームの下で輸入された機械の入れ替えを含む固定資産全額(土地代を除く)。

被災したBOI奨励企業のための税制上の恩典

2.法人所得税の免除額に上限のないプロジェクト
前頁の第1項もしくは以下のスキームを選択できる

残りの免税期間	付与される追加免税期間
≤ 5年	+ 3年追加
> 5 - 6年	+ 2年追加および2年間50%減税
> 6 - 7年	+ 1年追加および4年間50%減税
> 7 - 8年	+ 5年間50%減税

工業団地に対する税制上の恩典

- 恩典
- 土地代および運転資金を除く投資金額の200%を上限に8年間免除

条件

- すべての工業団地、工業区
- 洪水防止インフラおよびシステムに投資する

パトゥムタニ県、アユタヤ県における新規・拡張投資を 対象とする権利恩典

対象

- 新規・拡張プロジェクト
- BOI奨励
- パトゥムタニ県、アユタヤ県における奨励された工業団地または工業区に立地する。

権利恩典

アユタヤ県	法人所得税を8年間免除する。免除される法人所得税の上限は土地代および運転資金を除く投資金額の150%とし、さらに3年間法人所得税を50%減免する。
パトゥムタニ県	法人所得税を8年間免除する。免除される法人所得税の上限は土地代および運転資金を除く投資金額の150%とする。

条件

2012年12月31日までに申請書を提出しなければならない。

税負担の軽減策

- 代替機械の輸入税の免除

代替機械のスキームを利用したプロジェクト／ 会社数	391プロジェクト
	228 社

- 洪水被害を受けた輸入原材料は、関税の支払いなしでロスとして調整できる。

BOI サービス



BOIのサポートサービス



投資マッチメイキング
プログラム

3時間以内でビザ及び
ワークパーミットを取得

工業下請サービス
Vendors meet customersプログラム
(BUILD Unit)

アセアン裾野産業データベース
www.asidnet.org

投資家に代わって、
関連政府機関と対応

カントリー・デスク

海外事務所

The BOI Unit for Industrial Linkage Development: BUILD



趣旨 タイの下請け産業の競争力向上のため

- 一環した産業のネットワークを作り上げる
- 輸入部品に代わり、国産部品の使用を促進する
- タイの産業への信頼を高める

ASIDデータベース

- www.asid.net タイおよびアセアンの裾野産業に関する情報サービス (ASEAN Supporting Industry Database - ASID) で、2012年現在でメンバーが20,382にのぼる。その内タイの企業が14,021社

The screenshot shows the ASID website interface. At the top left is a map of Southeast Asia with labels for Myanmar, Thailand, Vietnam, Philippines, Kingdom of Cambodia, Malaysia, Singapore, Indonesia, and Brunei Darussalam. To the right of the map is the ASID logo and the text 'ASEAN Supporting Industry Database' and 'HIGH SPEED GATEWAY TO ASEAN SUPPLIERS'. Below this is a 'Member Login' section with fields for 'Username' and 'Password', and a 'Login' button. There are also links for 'Register to become Asid Member' and 'Forget Password'. On the left side, there is a navigation menu with links: 'Advanced Search', 'Post Buyer Requests', 'View Buyers Requests', 'Submit My Business', and 'Edit My Business'. Below the menu is a 'Links to Asean Countries' section with flags and names for The Asean Secretariat, Brunei Darussalam, Indonesia, Kingdom of Cambodia, Lao People's Democratic Republic, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, and Vietnam. The main content area has a 'Products & Suppliers Search' section with a 'Keyword' field, a dropdown for 'Search by Products, Companies', and a dropdown for 'all Asean'. There is a 'Search' button. Below this is a 'Browse by Industry' section with categories: Automotive, Petro Chemical and Plastic, Agricultural and Food, Mold and Die, Machinery and Equipment, Textile and Leather, Electronic and Electrical, Wood and Furniture, and Packaging. At the bottom, there is a 'Buyer Requests' section with a table of requests.

No.	Topic Name	Posted Date	
1.	Topic Name 1	1 / 10 /2006	more details >>
2.	Topic Name 2	2 / 10 /2006	more details >>
3.	Topic Name 3	3 / 10 /2006	more details >>

See more requests >>

About ASID / New ASID Entry / Resource Center / Terms & Conditions / Privacy Policy / Questionnaire / Contact us

Subcon Thailand

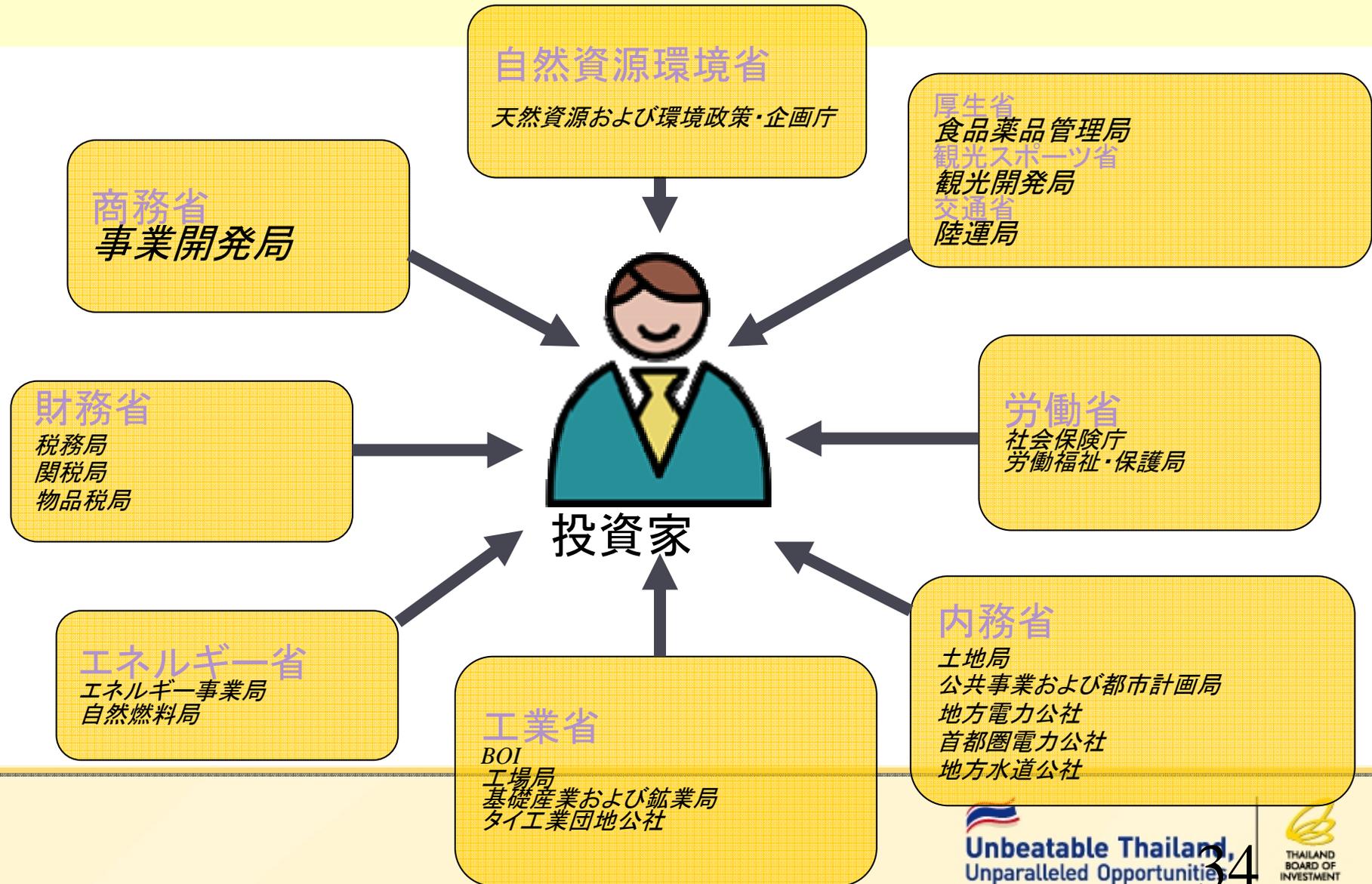
開催期間	ブース数	入場者数	1日平均 入場者
2008年5月14-17日(4日間)	251 ブース	21,689 人	5,422 人
2009年5月13-16日(4日間)	189 ブース	18,241 人	4,560 人
2010年5月13-15日(3日間)	237 ブース	17,927 人	5,976 人
2011年5月19-21日(3日間)	245 ブース	24,626 人	8,208 人
2012年5月17-19日(3日間)	260 ブース	21,868 人	7,289 人

○2013年の予定 日時 5月16日－19日 場所 BITEC

OSOSのサービス

- 内容によって関連政府機関スタッフとの相談を調整。
- 投資家に対して以下のような申請や必要書類の準備の便宜を図る：
 - 会社登記
 - 投資奨励申請
 - 外国事業許可書の取得
 - 税務登記
 - 環境への影響アセスメント調査(EIA)の準備
 - ユーティリティの取得 等
- OSOSスタッフが、社名予約、納税者番号、VAT登録、外国人事業許可書、投資奨励などの申請書類が受理します。

OSOSで対応する諸政府機関 DEPARTMENTS REPRESENTED IN OSOS



ビザ・ワークパーミットの ワンストップ・サービスセンター



BOI



入国管理局
Immigration Bureau



雇用局
Dept. of Employment

BOI奨励プロジェクトの為の外国人技術者・専門家の入国

Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities

THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

さらなるBOIのサービス

e-Expert System

e-Expert System

オンライン申請手続き



BOI奨励
企業

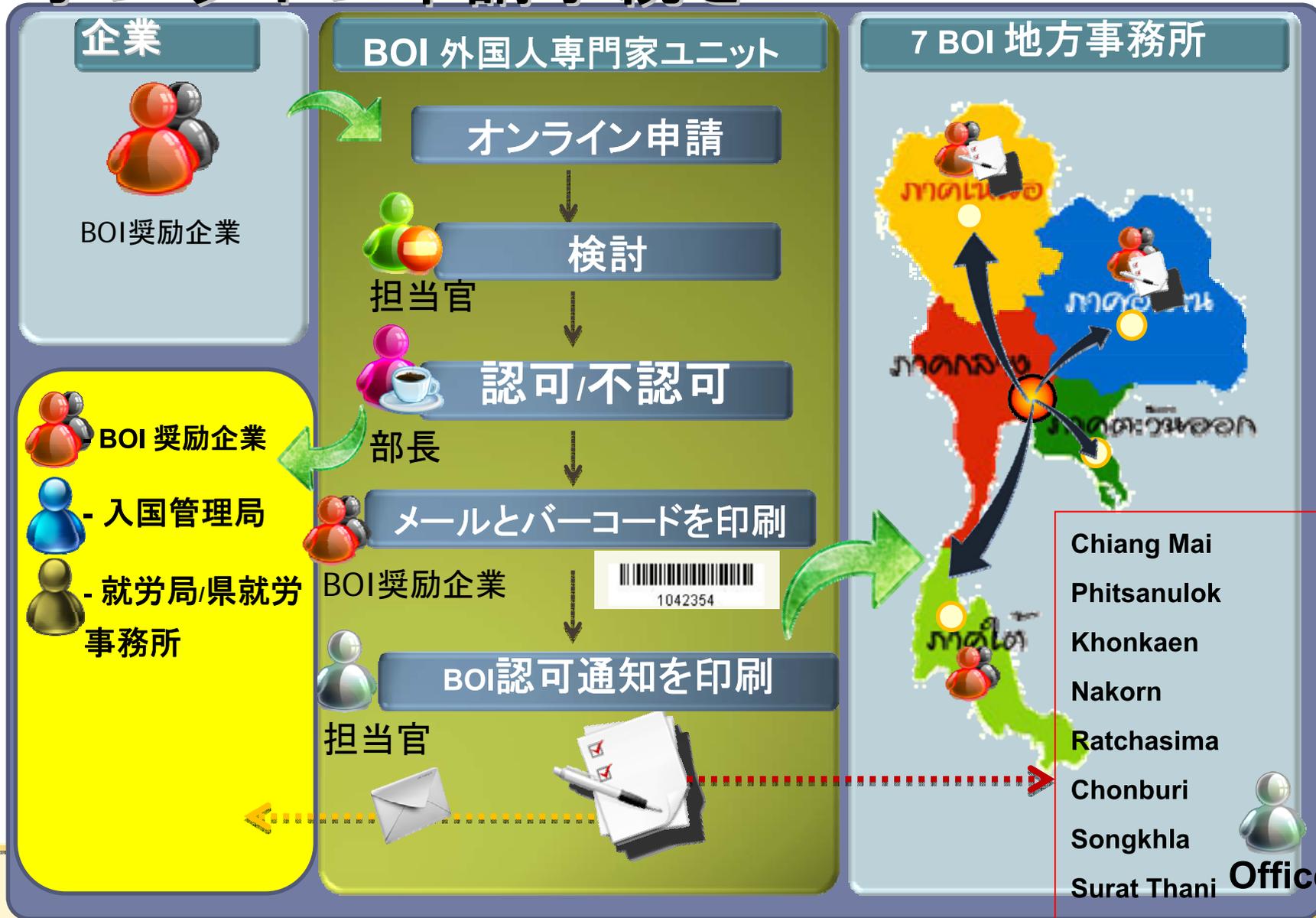


e-Expert
オンライン申請システム

サインイン&
フォームに記入

システムに登記済み

オンライン申請手続き



Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities

THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

B01大阪事務所

大阪

タイ投資委員会大阪事務所

タイ王国大阪総領事館

541-0056大阪府中央区久太郎町

1-9-16バンコク銀行ビル

7階

電話: +81 (0) 6 6271 1395

FAX: +81 (0) 6 6271 1394

メール: osaka@boi.go.th



ソクリン・プロイミー
(Sonklin Ploymee)
所長

B0I 東京事務所

東京

タイ投資委員会

タイ国大使館

107 - 0052 東京都港区赤坂

2-11-3 福田ビルウエスト8階

電話: +81 (0) 3 3582 1806

FAX: +81 (0) 3 3589 5176

メール: tyo@boi.go.th



パリエス・ピリヤマーサクン
(Pariyes Piriyamaskul)
所長

ご清聴ありがとうございました。

